

2003年5月9日

国税庁長官 渡辺裕泰 様

日本アルコール問題連絡協議会  
会長 上野 佐

〒103-0007 中央区日本橋浜町3-19-3 ソグノ21ビル2F  
特定非営利活動法人アスク(アルコール薬物問題全国市民協会)内

Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

主婦連合会

会長 和田 正江

〒102-0085 千代田区六番町15 主婦会館プラザエ3F

Tel 03-3265-8121 Fax 03-3221-7864

## 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の 改正を求める要望書

この春、サントリー株式会社では、「青春チューハイ」という名称の低アルコール飲料を発売しました。「青春」という言葉を辞書でひいたところ、以下のように解説されています。

【広辞苑】年の若い時代。人生の春にたとえられる時期。青春期＝青年期。(青年期→男女の14,5歳から24,5歳頃までの時期。性的特徴が顕著となり、自我意識が著しく発達する)【岩波国語辞典】若い時代。人生の春にたとえられる時期。希望を持ち、理想にあこがれ、異性を求めはじめる時期。

【旺文社国語辞典】年が若く元気で、人生の春にあたる時代。青年期。(青年期→14,5歳ごろから22,3歳ごろまでの時期。身体の成熟や自我のいちじるしい発達などがみられる)

【研究社新和英中辞典】youth, adolescence

【研究社新英和中辞典】youth→青年時代・青春(期)・若いころ／adolescence→青年期(13～16歳くらいまでのティーンエイジ)・思春期・としごろ・青春

つまり、「青春」という言葉は若年層を意味し、その範疇には「高校生」などの未成年がすっぽりと含まれているのです。実際、「青春映画」と呼ばれるものの多くが、高校生を主人公にしています。「青春」という言葉が明確に若年層を示す以上、未成年者の飲酒を法律で禁じているアルコール飲料の名称に用いるのは極めて不適切といわざるをえません。

このような名称がまかり通ってしまうのは「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」が不十分であるためで、営利を優先する業者によって同様の問題が繰り返される可能性があります。

以上を鑑み、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6第1項の規定に基づく「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を改正し、新たに下記内容の表示基準を加えるよう求めます。

記

酒類の名称中に、未成年者を意味・想起する言葉を使ってはならない

以上